



ぐりぶーが行く!

鹿児島県プロモーション課長に就任したポクが鹿児島県を行っているさまざまな施策や取り組みについて紹介するがー



110番通報を受け、無線で指令するぐりぶー



通信指令室

知っておきたい！ 正しい110番の利用法

鹿児島県内の110番通報件数は、1年間に約10万件にもなります。110番は、事件や事故などが発生したとき、私たちと警察を結び緊急通報専用電話です。正しい利用方法を知り、事件・事故があったとき適切に通報できるようにしておきましょう。



110番はぼくたちと警察を結びホットラインだぶー!

110番のおいたち

110番とは、事件や事故に遭ったり見たりした際の緊急通報専用電話です。昭和23年10月から全国6大都市等で運用を開始しましたが、「110」や「118」、「11110」などが使用され、全国で「110」に統一されたのは昭和29年から。鹿児島県では、昭和33年に天文館周辺で「110番」の運用が始まり、平成20年4月から県内全域の110番が警察本部に集約され、集中運用されています。

110番をする

110番に電話をかける時、警察本部にある通信指令室に

つながります。通信指令室は110番を受けると、管轄の警察署にパトカーや警察官の出勤を指令します。現場の近くにいるパトカーに直接出勤を指令することもあります。指令を受けた警察官やパトカーは、いち早く現場へ急行し、けが人の救護、犯人の逮捕や捜査、交通事故の処理、交通整理などを行います。

こんなときは110番

犯罪の被害を受けたり、交通事故に遭ったときや、これらの事件事故を目撃したときには、ためらわずに110番通報してください。落ち着いて「110」をプッシュしましょう。警察官が順番に質問するので、聞かれたことを一つ一つ答えてください。

通報前に、周囲の目標となる建物や表札の住所・名前、電柱の番号などを確認しておくこと、あなたがいる場所をスムーズに伝えることができます。場所と何があったかが分かれば、すぐに指令が出て、電話中にもパトカーや警察官が現場に向かいますので、警察官の質問に落ち着いて答えるようにしましょう。

110番通報の6つのポイント

- 1 何がありましたか。(事故・事件)
- 2 場所はどこですか。いつごろですか。
- 3 犯人は
- 4 (人相・特徴・逃走方向)
- 5 いまの状態は (けが人の有無など)
- 6 あなたの名前、住所、電話番号

1月10日は110番の日

昭和61年に警察庁が1月10日を「110番の日」と定め、正しい利用法について広報することとされました。私たちの命と安全を守る緊急通報用として発定した110番を正しく利用するため、私たち一人一人が普段から110番の重要性を理解しておくことが大切です。



通信指令室長さんからもPRを頼まれました。

お問い合わせ先：県警察本部地域課 ☎099(206)0110